



善也
官務局

羔羊條約書案

1135



114
A 4440



四号 上申

番

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

貴論ニ從ヒ本月十三日ニテ、カブリム、ア、プ、シ、ジ
ニ、ス、氏ニ面會仕其後十五日ニ再會仕候処下又
ノ如キ規定ノ立テ牝羊十萬頭ヲ日本ニ飼付ク
ル条約ヲ日本政府ト取結度旨申出候

第二

シヨンス氏自ラ十分ノ土地ヲ撰ニ政府ノ費用
ニテ同氏ノ指図通り牧艸ヲ耕種シ牧羊ニ必用
ナル普請修理ヲ為スベキ事

第三

羊ノ持渡ル前先ツ三千アクル許ノ地ヲ墾闢シ
必用ノ普請向一切取立テ其後三千アクルニ餘ニ
及ハサルノ地ヲ年々墾闢シ一万五千アクルノ
地ニ牧艸繁茂スルニ至ルヲ期ス

第四

右墾闢ノ惣費用ハ大畧十五万弗許ナルヘシ初
年ニハ先ツ三万五千或ハ四万弗モ入用ナルヘ
ク其後五ヶ年ノ間年々二万五千弗宛ノ費用ヲ
掛ケナハ地ヲ闢キ牧羊繁殖スル者ノ入費ヲ支

フルニ足ルニキ也併シ此算計ハ誠ノ荒積ト看
做スヘキ事

日本政府ハ耕作器具ヲ買ヒシヨンス氏ニ渡ス
ヘシ其價ハ五千弗ニ踰ヘス且ツ又同氏ノ横濱
ヨリ牧羊場マテ羊ヲ運送スル費用ヲ給スヘシ
牧羊看護ノ諸費ハシヨンス氏ヲ請ケ又アメリカ
カイヤリス、スパイン、スイツ、ル、支那或ハアウ
ストラリア等其他何ノ國ニテ羊ヲ買入ル、凡
之ヲ横濱マテ運送スル等ノ費用ハシヨンス氏
ヲ請ケ可申事

第五

牝羊二万頭飼付出来スルニ至ラハ日本政府ハ
其中一万頭ヲ渡シ尔後年々一万頭ツ、渡シテ
十萬頭ヲ渡シ終リ以約束ノ全ク済ムニ至ルハ
牝羊八万頭ヲ渡ス後ハ日本政府残二万頭ノ
牝羊ト又シヨンス氏ガ以約束済ミノ頃ニ所持
スル程ノ牡羊ヲ受取ルヘシ其数ハ一万頭ニハ
斷ハサルヘキナリ

第六

日本政府ハ毎年九月ニシヨンス氏ヨリ渡シ或

ハ渡スヘキ牝羊一頭ニ付キ七弗ツ、一歳以上
ニナリタル積羊一頭ニ付キ四弗ツ、ノ割キノ
同氏ハ其代ヲ拂フヘキ事

第七

其他政府ハ残ラス羊毛ヲ買入ルニ市價ヲ以テ
スル事ヲ約シ且其羊及ヒ毛ハ該地若クハ其羊
ヲ飼フヘキ場処ニ於テ受典スルヲ約スヘキ事

第八

該地ヲ耕墾シテ最良ノ牧草等ヲ生セシムルハ
シヨンス氏ノ考定スル所ニ從ヒ同氏ニ任用ス

ル所ノ地ハ特ニ之ヲ管理スル事ヲ准允スベシ
而シテ冬時ノ飼草ヲ貯フル為メノ地ヲ耕種ス
ルニ要用ナル馬其他ノ家畜ヲ飼フ事ヲ許可シ
之カ為メニ同氏ノ使用スル馬及ヒ家畜ハ自費
ヲ以テ之ヲ買取ラシムヘキ事

第九

此事ヲ起スカ如キハ一大事業ニシテ十年若ク
十二年ヲ經ルニ非サレハ充分ナル成功ヲ奏
スルニ至ラサルベシ然レドモ今若シ此条約ヲ
約フニ至ラバ政府ノ為メニ適宜ナル時限ハ下

文ニ定ムル約束通りシヨシス氏ノ初メテ羊ヲ
輸入シ既ニ着手セシ日ヨリ後七年ヲ限期トシ
テ十分ナルベシ

第十

奈須野ヶ原ノ曠漠タル平原ノウチ其幾部ヲ變
シテ牧羊場ト為スヘキモノト推考スレハ此条
約満期ノ時ニ至リテ蕃盛ノ地トナリ其價值エ
トクニ^{地坪ノ各一エ}我^{四段}段^{十八步}餘ニ^{当ルハ}毎ニ五十^{ドル}ラ
ルヨリ下落スル事ナカラシ今時若シ此地ヲ買
ント欲スル者ヲ搜出シ得ルトモ毎エ^一ク^ルニ

ツキ大約六ドル以上ニテハ賣却スルヲ得
ザルヤシ

余輩第言フ所ニテハ其全地ノ荒蕪ヲ変シテ良
地ト為スカ如キハ二十五万ドルノ經費ヲ
要スバシト虽モ其後ニ至リテ数十万ドルナル
ノ純利益アリ而シテ其条約ヲ遂ルニハ必ス十
二年ヲ経ルモノトスルモ其間政府ニテ飼育ス
ル所ノ羊ハ其原價十万ドルヲ出シテ不慮
ノ損失及ヒ其死亡ヲ算入シテモ一千百十五万
八千六百〇五ドルラレノ巨價ニ至ラン事ハ未

ニ附加スル表ノ如クナレハ又シヨンス氏ニ
任用シタル全地及ヒ之ヲシテ改良セシメンカ
ク同氏ノ加ヘタル勉勵モ合シテ政府ノ所有
物タルベキ事ハ固ヨリ忘却スベキ所ニ非サレ
ナリ

第十一

今日各國ト取結ニ成リ居ル条約上ニ載スル領
地外ノ推テ記シタル文面中日本ノ權及ヒ免許
ニ差響キ不都合起ラサル様ニシテ其条約ヲ取
結ニ施行セン為ニシヨンス氏ヲ以テ内務省ノ

一官負ニ補任シ表向名目ハ下ニ記スル如キ月
給ヲ賜ハラント議シタリ併シ其月給ニテハ同
氏ノ使用スル看守人ノ給料及ニ旅費ヲ償フニ
モ足ラサルヘシ石ノ如ク官負ト為ルトキハ引
ヨシス氏ノ職分左ノ如シ

第一ジヨンス氏頭取指揮シテ羊ヲ日本へ持越
スノ前十八ヶ月ノ間尽力シテ第四ノ条ニ記ス
如ク荒地ヲ開墾シ牧草ヲ生植スヘキ事

第二余ノ上申第十六号ニ述ヘタル策ノ通ニ牧
羊ヲ日本ニ行ハレシメンカ為メニ牧場諸縣ニ

置クノ任ヲ受ケタル官負ニ牧羊方法ヲ傳授ス
ル事又第五ノ条ニ記スル如キ方ニテ羊ヲ政府
渡ス準備ヲ為ス事

第三前文ノ如ク政府ニ受取リタル羊ヲ牧場へ
分配スルノ良方ヲ其当任ノ日本官負ニ傳授ス
ル事

第十二

第四ノ条ニ示シタル本牧場ヲ廢分スル為ニ必
用ノ看守人ハジヨンス氏自ラ撰任シ給養スヘ
シ然レトモ第十一ノ条第五節ニ記スル如キ日

水政府ニテ関クヘキ枝分ノ牧場ヲ処分スル為
ノ入費ハ同氏ノ引受クヘキ義魚之等ノ事

第十三

シヨンス氏ト日本政府ト取結フヘキ此条約ノ
草案通りニ同氏ノ引請ヘキ勤勞ノ賞ヲ議スル
ニハ左ノ件ヲ忘ルヘカラス第一ニハ資本ヲ
損スルノ懼レハ獨シヨンス氏ノ方ニ在リ
ニハ双方ノ意ニ出ツルナリ第二ニハ日本政府ニ
渡ス羊十萬頭ヲ産殖スルニ必用ノ牝羊ヲ日本
ニ飼付クニ為ニ入用ノ資本ヲ先ヘ出ス事モ獨

シヨンス氏引請クルト第四ノ条ニ記スルカ如
シ第三ニハ政府ニテ是マテモ此事ニ種々尽力
シタレトモ其功ナカリシト謂フラジヨンス氏
更ニ之ヲ企テントスル事第四ニハ日本政府ハ
事ノ成否ニ拘ラス必ス益ヲ得ル者タルヘシ其
故ハ同氏ノ工夫ヲ運ラシテ関ク所ノ土地ハ之
ヲ関ク貴ユル高ヨリモ大ニ價ヲ生スヘケレ
ハナリ

第十四

前条ニ列スル件々ニ基ツキ日本政府宜シクジ

ヨンス氏ニ一年二千五百弗ノ給料ヲ典フヘシ
(第二ノ条ヲ比見スベシ)而シテ第五ノ条ニ記ス
ル如ク同氏ノ時々政府ヘ渡スヘキ羊ノ代價ハ
第六ノ条ニ記スル通り之ヲ拂フヘシ右代價ニ
ハ手數料前金償還骨折ノ報及ヒヨンス氏ノ
此条約面ニ就キ受取ルヘキトスル一切ノ報償
ヲ込ムル者ナリ

第十五

前ノ条々ハ日本政府トヨンス氏ト取結ハン
トスル条約ノ荒増ノ艸業ノミ弥此事施行ニ相

成ルケレハ日本政府トヨンス氏双方ノ為
ニ本条約ヲ綴リ語句ヲ謹用スルノ事ハ本職ノ
代各状者ニ委任スヘキナリ
千八百七十五年二月十八日東京ニ於テ謹具

レゼントル

大藏卿大隈重信閣下

第四十四号記録附属口表

時限	北丁受取高		加羊子増		級羊子		賣捌ニ適宜丁 牡羊番号
	番号	價	口	ハ	ニ	ホ	
第一回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇		五,〇〇〇	上ニ全シ		一〇,〇〇〇	五,〇〇〇
第二回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇		一〇,〇〇〇		五,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
第三回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇		七,五〇〇		一〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	一七,五〇〇
第四回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇		七,五〇〇		一七,五〇〇	五五,〇〇〇	二七,五〇〇
第五回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇		三六,〇〇〇		二七,五〇〇	七二,〇〇〇	三六,〇〇〇
第六回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇		四七,七五〇		三六,〇〇〇	一〇九,五〇〇	五四,七五〇
第七回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇		八二,七五〇		四四,七五〇	一六九,五〇〇	八二,七五〇
第八回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇		二五,三五〇		八二,七五〇	二三〇,二五〇	二五,一三五
第九回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇		二八,五〇〇		二五,一三五	三三三,〇〇〇	一六,一三五〇
第十回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇		二四,六二五		一六,一三五〇	四九四,五〇〇	二四七,二五〇
通計	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇			二四七,二五〇	六五六,〇〇〇	三二八,〇〇〇

表ノ解

右ノ表ハ羊ノ天然ノ増殖ヲ示スタルニ造リタ
レニシテ意外ノ不幸死等ヨリ生スル損害
引去リタルモノニアラス若シ此損害ヲ引去シ
バハ()ノ表ニ載シタル價值ノ通計(一千二百三
十九万八千四百五十弗)ヨリ其一割(即チ一百二
十三万九千八百四十五弗)ヲ減シ一千一百一十
五万八千六百〇五弗トナサ、ルヲ得ス、シヨ
ンス氏ノ考ニ日本ニテハ小羣ノ羊ヲ牧ス可シ故
ニ大羣ノ羊ヲ牧スルヨリ却テ餘程速ニ繁殖ス

可キヲ以テ右ノ死并ニ其他不意ノ損害ヲ割合
ハ甚タ多ク積リタルナリ同氏又二十年間ノ経
験ニテハ七分ヨリ多クノ損害ヲ受ケシナシ
ト云フ

イノ行ハ

○号記録ノ章ニ在ル如ク日本ニ
引渡ス可シト思料スル羊ノ数ナ
リ

ロノ行ハ

イ行ノ牝牝ノ羊号ナリ

三

ロ行中ノ牝羊ニシテ満一歳ニ届
キタルモナリ

四ノ行ハ

毎年ノ末ニ日本ニ現有センコトヲ
希望スル羊ノ繁殖数ノ通計ナリ
磨一ハ第一年ニハ只第一回ニ引
渡シタル一万頭ノ牝羊ノミニテ
此牝羊日弁ニテ五千頭ノ牝羊子
四ノ行ニ載スル所ヲ見ヨテ産出
スト虽モ此羊子ハ第二年目マテ
ハ子ヲ産ムニ適當ナラス、第二年
目ニハ第一回ノ牝羊一萬頭ト第
二回ニ再ヒ引渡シタル一万頭ノ

牝羊アル可シ第三年目ニハ第一
 回ノ一万頭ト第二回ノ一万頭ト
 第三回ノ一万頭ト是ニ第一年ニ
 産出シタル五千頭ノ牝羊アリ
 毎年産出スル所ノ割羊即チ罽丸
 ヲ切りタル牡羊ニシテ且ツ羊内
 トシテ賣捌キ得可キモノナリ
 此表ハ甲表ヨリ得可キ成果ヲ示スモノニテ別
 ニ鮮明ヲ要セサル可シ



卷之十
目錄